保険税の納付方法には、「特別徴知書を皆さんに発送しています。

6月中旬に国民健康保険税の通

収」と「普通徴収」があります。

②普通徴収

事で変更することができます。 は税務課窓口へお申し出いただく

険税を差し引いて納めていただく

当しない人が対象です。

ていただく方法で、特別徴収に該

納付書または口座振替で納付し

納税義務者は世帯主です

支給される年金から国民健康保

# 玉 健康保険税

納付方法

### 平成30年度普通徴収・特別徴収の納付日

	30 平皮自造成状 机加铁状砂帆门力											
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
普通徴収			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別徴収	0		0		0		0		0		0	

▼問い合わせ

課税については 納税については

資格については

税務課市民税係

(電話 23 - 3048)

税務課収納係 保険年金課

(電話 23 - 3043)

(電話 23 - 3084) 帯主を擬制世帯主といいます。 義務者となります。この場合の世 がいる場合は、その世帯主が納税 ていなくても、 いなくても、同じ世帯に加入者世帯主が国民健康保険に加入し

をする際は、その所得を含めて計 は含めません。ただし、 算を行います。 の所得は国民健康保険税の算定に 擬制世帯主世帯の場合、世帯主 軽減判定

# 国民健康保険税の軽減 (7割・5割・2割減額)

年金収入 特別控除 除した額で軽減判定をします。 公的年金等所得額から15万円を控 ※65歳以上の公的年金受給者は、 場合、下表の③均等割額と④平等 割額を所得に応じて軽減します。 擬制世帯主を含む)が一定以下の 成29年中の世帯の所得金額 — 公的年金等控除 15 万円) Ш 軽減判定

## 創設の経過制度 後 期高齢者医療制 度

振替による納付を希望する世帯主※特別徴収に該当する人で、口座

それまでと同様の軽減が受けられ 成や世帯所得が変わらない場合、 めて軽減判定を行います。世帯構 期高齢者医療制度に移った人も含 2割軽減)所得を計算する際、 ①国民健康保険税の軽減 ( 7・5・ 税の負担が急増しないよう一定期 への移行によって、 次のように扱います。 国民健康保険局齢者医療制度 後

ます。 ます。 は、 合、移行後5年目までは平等割が康保険世帯が単身世帯となった場医療制度に移ったことで、国民健 半額に軽減されます。 2 国民健康保険から後期高齢 平等割が4分の3に軽減され 6~8年目

は、申請することで当面の間、次65歳以上75歳未満の旧被扶養者)に加入された場合(加入の時点で の減免が受けられます。 で、その被扶養者が国民健康保険 期高齢者医療制度に移ったこと ③ 社会保険などの被保険者が後

に軽減されます。

されません。 旧被扶養者に係る所得割 旧被扶養者に係る均等割が半額 が課税

75歳以上の後期高齢者医療制

## 国民健康保険税は世帯単位で税額を計算します

(空中区/)		税率	説明			
算定区分	医療保険分	支援金分	介護保険分	武明		
①所得割	8.55%	1.95%	1 / 1140/2	加入者の前年の所得に 応じて算定		
②均等割	29,270 円	6,590 円	9,550円	加入者一人あたり		
③平等割	21,010円	4,730 円	4,180 円	一世帯あたり		
年税額	医療保険分・支援金分・介護保険分のそれぞれ①~③の合計。 介護保険分は、40~64歳の人のみ適用。					
課税限度額 58万円		19 万円	16 万円	年税額の最高限度額		

が交付する資格喪失証明書と、 手続きの際に申請ください。 鑑を持参の上、 ※社会保険 (会社の健康保険) 加入者が旧被扶養者のみの場合 平等割が半額に軽減され 国民健康保険

印等

ま 合

す。 は、

平成30年度介護保険料が

決定しました

6月中旬に本年度の介護保険料



税金は私たちの暮らしを支えています。 (写真はイメージです)

## ○給与所得控除の見直し )平成30年度の主な改正点

円を超える場合の給与所得控除 220万円(給与収入1000万 給与所得控除の上限 額 が、

のです。

(電話23 - 3040)

問い合わせ:税務課市民税

所得控除を受けることができる

した場合、

その購入費用につい

安来市では、事業所などから提 に引き下げられました。

○セルフメディケーション税制

品および一般用医薬品の内、 個人が対象です。平成29年1月 イッチOTC医薬品(要指導医 日から平成33年12月31日までに 予防として一定の取り組みを行 セルフメディ 健康の保持増進および疾病 ケーション税 医

(口座振替または納付書払い)、年与からの引き落とし)、普通徴収

市県民税は、給与特別徴収

( 給

金特別徴収(年金からの引き落と

し)によって納税します。

用から転用された医薬品)を購

もとに、平成30年度の税額を決定 2~3月に申告いただいた内容を

しています。

出された給与支払報告書や、

今年

係	もて入療薬ス1うの制創
適用期間	平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日
対象者	健康の保持増進および疾病の予防として予防接種・定期健康診断等の一定の取り組みを行う個人 ※「一定の取り組み」とは、医師の関与がある検 診等または予防接種 (注)検診等または予防接種に要した費用は、ス イッチ OTC 医薬品控除の対象にはなりません。
対象支出	本人と、本人と生計を一にする配偶者その他の親族が購入したスイッチ OTC 医薬品の購入対価
控除額	(その年中に支払った額 - 保険金等の額) - 12,000 円(上限 88,000 円)
注意点	この特例を受ける場合、現行の医療費控除の適用 は受けることができません。

## 市 民税 県民税

住所のある自治体に納めていた

市県民税は、

毎年1月1日現在

だく税金です。

けてお支払いいただくことになり

料の「見方」をご覧ください。 り額は4月にお知らせしました) されています。(4~8月引き去 23 - 3 2 9 3) 降の年金からの引き去り額が記載 ▼問い合わせ:介護保険課 なお、 詳しくは、 特別徴収の人は、 通知書に同封の保険 10 (電話

の基準額は下表のとおりです。 成30年度から32年度までの保険料 決定通知書を発送しています。平

納付方法は、特別徴収(年金天

か普通徴収(納付書による

引き)

納付または口座振替)のいずれか

普通徴収の人は年10期に分

### 保険料は、所得に応じて 11 段階あります

***					
所得段階	保険料(年額)				
第1段階	28,800円(注)				
第2段階	50,400 円				
第3段階	54,000 円				
第4段階	64,800 円				
第5段階	72,000 円				
第6段階	86,400 円				
第7段階	90,000円				
第8段階	93,600 円				
第 9 段階	97,200 円				
第 10 段階	108,000円				
第 11 段階	122,400 円				

低所得者対策として所得段階 の第1段階の保険料を32,400円か ら 28,800 円へ減額しています。